

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十九条第一項第一号及び第二号並びに第二項中「正当な理由がないのに」を、「正当な理由がなく」に改め、同条第三項第三号中「第三十条の十二第五項」を、「第三十条の十三第五項」に改め、同項に次の三号を加える。

五 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第七條の二第三項、第二十七條の二第二項又は第三十條の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十條の十二第二項又は第三十條の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。

七 地域医療支援病院の開設者又は管理者が第三十條の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

第二十九條第四項第三号中「第三十條の十二第五項」を、「第三十條の十三第五項」に改め、同項に次の三号を加える。

五 特定機能病院の開設者又は管理者が第七條の二第三項、第二十七條の二第二項又は第三十條の十五第六項の規定に基づく命令に違反したとき。

六 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十條の十二第二項又は第三十條の十七の規定に基づく勧告に従わなかつたとき。

七 特定機能病院の開設者又は管理者が第三十條の十六第一項の規定に基づく指示に従わなかつたとき。

第二十九條第六項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、特定機能病院を「特定機能病院等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、臨床研究中核病院の承認を取り消すことができる。

一 臨床研究中核病院が第四條の三第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 臨床研究中核病院の開設者が第十二條の四第一項の規定に違反したとき。

三 臨床研究中核病院の開設者が第二十四條第二項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 臨床研究中核病院の管理者が第十六條の四の規定に違反したとき。

第三十條の三第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十條の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項

第三十條の三の二中「前条第二項第五号」の下に「又は第六号」を加え、第三十條の十二第一項を「第三十條の十三第一項」に改める。

第三十條の四第二項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十條の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

第三十條の四第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「及び市町村」を、「市町村」に改め、「処理する」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四條第一項の「含む」の下に、及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五百七十七條の二第一項の保険者協議会」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、同条第八項中「第十三項」を「第十五項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四條第一項に規定する都道府県計画及び介護保険法第百十八條第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。

第三十條の四第七項中「第十三項」を「第十五項」に、「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第十二号」を「第二項第十四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項第十号及び第十一号」を「第二項第十二号及び第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たつては、第三十條の十三第一項の規定による報告の内容及び人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。

第三十條の五中「医療保険者」の下に「（第三十條の十四第一項において「医療保険者」という。）を加える。

第三十條の二十一中「第三十條の十七第一項各号」を「第三十條の二十三第一項各号」に、「第三十條の十八」を「第三十條の二十四」に改め、第五章第四節中同条を第三十條の二十七とし、第三十條の二十を第三十條の二十六とし、第三十條の十三から第三十條の十九までを六条ずつ繰り下げ、

第三十條の十二第一項中「区分」の下に「（以下「病床の機能区分」という。）を加え、同項第一号中「機能」の下に「（以下「基準日病床機能」という。）を加え、同項第二号中「次項において」を「以下」に改め、第五章第三節中同条を第三十條の十三とし、同条の次に次の五条を加える。

第三十條の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十條の十六第一項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十條の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 第七條第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関し、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。